

第15回国際シンポジウム
パネルディスカッション概要

- 1 日時 平成30年5月18日(金) 13:30~17:25
- 2 場所 イイノホール(東京都千代田区内幸町2-1-1)
- 3 議事次第
 - (1) 開会の辞(13:30~13:40)
杉本和行 公正取引委員会委員長
 - (2) 基調講演①(13:40~14:10)
「データ(&アイデンティティ)ポータビリティ」
ジョシュア・ガンズ トロント大学教授
 - (3) 基調講演②(14:10~14:40)
「ビッグデータと欧州競争政策」
スヴェン・エルヴェック 欧州委員会競争総局副チーフエコノミスト
 - (4) 基調講演③(14:40~15:10)
「競争法, オンライン市場及びオフラインの厚生への影響」
アリエル・エズラチ オックスフォード大学教授
 - (5) コメント(15:40~15:50)
後藤晃 CPRC研究顧問・東京大学名誉教授
 - (6) パネルディスカッション(15:50~17:20)
モデレーター: 岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学経済学研究科教授
パネリスト: ジョシュア・ガンズ トロント大学教授
スヴェン・エルヴェック 欧州委員会競争総局副チーフエコノミスト
アリエル・エズラチ オックスフォード大学教授
後藤晃 CPRC研究顧問・東京大学名誉教授
 - (7) 閉会の辞(17:20~17:25)
岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学経済学研究科教授

4 パネルディスカッションの概要

パネルディスカッションでは、大要以下のとおり議論が行われた。

(岡田所長) 第1部の基調講演及び後藤名誉教授のコメントを踏まえて、時間の制約はありつつも、全体で5つのアジェンダ、すなわち、①データの収集と市場支配力の濫用、②アルゴリズムを利用した共同行為、③企業結合規制とプラットフォーム、④垂直型企業結合及び混合型企業結合、⑤

データポータビリティとプライバシーに係る論点に沿って議論していきたいと考えている。まず、ガンズ教授からデータに係る特徴という論点についてお話をいただきたい。

(ガンズ教授) ビッグデータの定義は難しい。ただ、我々の関心は、ビッグデータを入手することによってどれだけ規模の経済がコントロールできるか、という点である。我々はデータの集積という点に、余りに重きを置きすぎているように思う。確かに新規参入事業者はデータを保有していないために市場からの退出を余儀なくされることがあるかもしれないが、既存事業者からしても、データを保有していれば必ず市場のリーダーになれるわけではないし、他の事業者に地位を奪われるかもしれない。

(岡田所長) データの特性にも関わることと思うが、データの特性と市場支配力との関係についてお聞かせいただきたい。

(エズラチ教授) 単にデータといってもいろいろな属性がある。データは単に量が多ければよいというものでもない。スターバックスを例にすれば、まさに今店舗の前にいる消費者のデータがあったとしても、当該消費者が店舗を通り過ぎた2分後には陳腐化してしまう。つまり、データはタイミングも重要であるということである。

(エルヴェック氏) 不可欠施設という考え方があるが、現時点で当該考え方をデータに用いるのは困難である。というのも、経済のデジタル化は進んでいるが、どのようなデータが「不可欠」かまでは、まだ定かではないからである。

(後藤名誉教授) データについて考えるに当たっては、新しいビジネスモデルを可能にし、消費者、企業に大きな利益をもたらしているという点や、長期的視点も考慮することが重要である。データは同時に複数人が利用可能であるため、データ市場への参入はしやすいといえるところ、新規参入によって市場支配力は抑制されるという面もあるのではないだろうか。

(岡田所長) データ市場への参入を通じた競争の維持も重要だが、要素市場への参入も可能である。不可欠施設の議論は難しいものである。次に、アルゴリズムを用いた共謀が競争法上どこまでなら問題ないといえるのか、エズラチ教授からお願いしたい。

(エズラチ教授) どこまでなら問題ないといえるのかということだが、意識的並行行為では問題があるとはいえないと考えられる。仮にあるアルゴリズムがほかのアルゴリズムと協調的な価格設定を行ったとして、どのようにそれを調査するのかという問題もある。

- (岡田所長) 違法性の判断基準はどのようなものか、特に、アルゴリズムを用いた場合について伺いたい。
- (エルヴェック氏) これまで問題だと判断された案件がなく前例がない。とはいえ、通常の違法性の判断基準がアルゴリズムも関係する場合においても妥当すると思う。
- (岡田所長) 恐らく経済学者は皆、価格の上昇は社会的に見て望ましくないと考えと思うが、エルヴェック氏はどのようにお考えか伺いたい。
- (エルヴェック氏) アルゴリズムそれ自体が良いか悪いかという話ではなく、重要なのは「共謀できるようにアルゴリズムを用いるか否か」である。もし、アルゴリズムを通じた価格の上昇に人間が関わっていたからといって、即違法になるわけではなく、違法かどうかの線引きをどこで行うかが問題になる。
- (岡田所長) 近年、プラットフォームが台頭してきているが、競争法上、二面市場をどのように考えるべきか。
- (エルヴェック氏) どのように無料市場を競争法上取り扱うかという問題があったり、二面市場のそれぞれを別個の市場としてみなすのかどうかという問題があるなど、難しい問題である。経済学者としては、互いの市場へのフィードバックを考慮しなければならないと考える。
- (ガンズ教授) 典型的な経済学者としては、どのように市場画定するかがポイントだと思う。クレジットカードと検索エンジンとでは、同じ二面性でも性質が全く異なる。クレジットカードの場合、手数料、商品及び商品価格のループから一つを取り出して判断しなければならないという難しさがあるが、検索エンジンの場合は一通りに定まる。
- (岡田所長) プラットフォームの合併がイノベーションに与える影響についてはどう考えるか。
- (後藤名誉教授) 医薬品市場での合併とイノベーションについての研究は多いが、プラットフォームの合併がイノベーションに与える影響は多面的であり、複雑で研究もそれほど進んではおらず、一概にはいえない、というのが正直なところである。
- (岡田所長) 最後に、プライバシー保護について伺いたい。アイデンティティ・ポータビリティについてガンズ教授が御講演されていたので、まずガンズ教授に伺った後、エズラチ教授にはプライバシー保護の法的な扱いについて伺いたい。
- (ガンズ教授) プライバシーの保護は道具にすぎず、新規参入の事業者を排除してしまう可能性もあるので、競争政策とプライバシー保護とのバランスが重要になってくる。

(エズラチ教授) 欧州における議論では、プライバシーは競争分析の際のパラメーターの一つとして扱っている。すなわち、プライバシー保護の水準が低下すれば、品質の低下として捉えることになる。

以上